

健全化判断比率および 資金不足比率の公表について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成 19 年 6 月に公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成 19 年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。また、平成 20 年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

財政健全化法とは？

従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の 20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の二段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。（地方税や地方交付税等の財源の規模）

■健全化判断比率

健全化判断比率は、表①のとおり、平成 19 年度決算では、早期健全化基準、財政再生基準を超えている指標はありませんでした。

■資金不足比率

資金不足比率は、表②のとおり、全ての会計で資金不足は発生していません。

■留意すべきこと

あくまで法定の指標であり早期健全化や再生の観点から実態を明らかにする最低限のルールです。下回れば財政運営上問題がないということではなく、他の指標の活用を含め、木祖村の実状に応じた財政状況を分析し、自主的に必要な対応をとるなど今後も財政の健全化に努めていかなければなりません。

表① 健全化判断比率（4指標）

指標名	内 容（説明）	H19決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	福祉、教育、村づくり等を行う一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示す比率です。	—	20.0	40.0
実質公債費比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税措置分を除く。）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。	14.7	25.0	35.0
将来負担比率	地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。	39.3	350.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

表② 資金不足比率（公営企業会計）

指標名	内 容（説明）	会 計 名	H19決算	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。	簡易水道事業	—	20.0
		公共下水道事業	—	
		農業集落排水事業	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。